二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県三方郡美浜町山上
七四号正り橋　一番一地先河川敷　一号
九四号山ノ神　四番四　三十九号
七番二　四十号
一〇一号野松口　二番一　二号、三号及び三十号
福井県三方郡美浜町太田
一号下野松　二番八　六号から六号から三十八号まで
二号野松　一番一　五号及び三十号
二番四　六号及び七号
六号吹道　一六番一　三十号及び三十一号
八号気屋尻　一四番一　九号
二三番　十号及び二十八号
一四番二　二十三号
二〇番一　二十二号
二一番一地先河川敷　二十一号
二二番一地先河川敷　二十号

一二号奇京　七九番二　十二号
八二番一　二十七号
八二番二　十三号
八三番一　二十五号及び二十六号
八三番二　十四号
八六番一　十六号
八七番二　二十四号
八九番四　十七号及び十八号
九四番　十五号
九八番地先河川敷　十一号

○国土交通省告示第百六十六号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地を解除する。
平成二十七年一月二十八日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鹿俣川及び三峰谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十八年建設省告示第二千二百十七号で指定した鹿俣川及び三峰谷に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県福井市西新町
八字寺谷　八番地先道路敷　一号
八番　五号
一九番地先水路敷　二号
二一字蛇谷　五〇番　三号及び四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西新川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成十九年国土交通省告示第五百五号で指定した同号一に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県福井市西新町
二一字蛇谷　二三番七　一号及び八号
二三番八　五号
二九番　二号

三字大門　四七番一・四七番二　三号
四字村下　一九番地先道路敷　六号及び九号
一九番　七号
五九番　四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十六年建設省告示第二千五百四十号で指定した太田川に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の河川敷及び太田川の官民境界線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
福井県三方郡美浜町太田
一二号奇京　五〇番一　一号
九号奥ノ丁　一八番一　二号
福井県三方郡美浜町山上
九四号山ノ神　五番二　四号
一一〇号古屋　一番二〇　三号

○国土交通省告示第百六十七号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十七年一月二十八日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
能谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
鳥取県東伯郡三朝町大字木地山字向中古屋二三四番五地先四等三角点中古屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から五八度三〇分五秒　六八一・九七五メートルの地点　一号
標柱一号から三五〇度五九分五〇秒　二・四六〇メートルの地点　二号

標柱二号から二〇度二六分二一秒　二・四六八メートルの地点　三号
標柱三号から一五度五〇分三一秒　六・一六五メートルの地点　四号
標柱四号から三五度一一分五秒　三・二六四メートルの地点　五号
標柱五号から四六度五五分九秒　四・四一三メートルの地点　六号
標柱六号から七〇度二二分二七秒　八・三八四メートルの地点　七号
標柱七号から八八度一分五秒　九・六八七メートルの地点　八号
標柱八号から九〇度二九分五二秒　二九・五七四メートルの地点　九号
標柱九号から七二度四一分四〇秒　一三・一七一メートルの地点　十号
標柱十号から一〇度九分三七秒　一九・〇五九メートルの地点　十一号
標柱十一号から七二度五八分四一秒　三一・七二五メートルの地点　十二号
標柱十二号から五九度八分五七秒　五二・二三三メートルの地点　十三号
標柱十三号から一〇一度四〇分一二秒　四七・七三七メートルの地点　十四号
標柱十四号から四七度四二分一三秒　二八・八五九メートルの地点　十五号
標柱十五号から七度五六分一八秒　六〇・五一一メートルの地点　十六号
標柱十六号から三五度六分八秒　三〇・〇〇五メートルの地点　十七号
標柱十七号から六〇度四分四秒　四六・七八二メートルの地点　十八号
標柱十八号から三五度四五分四一秒　六〇・九三八メートルの地点　十九号
標柱十九号から六〇度五三分二五秒　八三・九六四メートルの地点　二十号
標柱二十号から九四度三六分三七秒　五三・二八六メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一〇七度三〇分七秒　二〇・五八六メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一八二度五四分二六秒　九・二四七メートルの地点　二十三号